

行政相談所

問 総務課行政係 ☎内線3211
 鷹島支所民課 ☎内線603・11

国や県、市役所などの機関が行っている仕事について、意見・苦情や要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●松浦会場

〔日時〕

6月9日(木)

午前10時～午後4時

〔場所〕

市役所別館会議室

〔行政相談委員(敬称略)〕

川畑喜久雄

☎0956-75-0724

青木サチ

☎0956-74-0456

●鷹島会場

6月1日(水)

正午～午後4時

〔場所〕

鷹島町民集会所

〔行政相談委員(敬称略)〕

小田鐵三郎

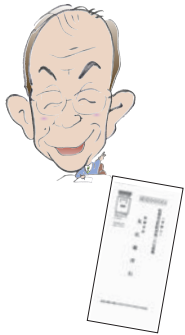
☎0955-48-2444

「松浦さん家のポスト」
 ご意見をお寄せください

問 政策企画課秘書係
 ☎内線302

市政に関する意見や提案などを聞く「松浦さん家のポスト」～市長さん！聞いてください!!～を受け付けています。市民参加のまちづくりを進めるために行っています。日ごろ皆さんが市政に対して考えていること、気づいた点などがありましたら、気軽に投函してください。皆さんから寄せられた意見などは、関係各課で対応を検討した後、すべて市長へ報告し、今後の行政施策の参考にして活用していきます。

《用紙設置場所》
 市役所1階案内窓口、政策企画課秘書係、各支所・出張所、各市立公民館
 ※市ホームページから様式をダウンロードできます。
 ※専用用紙は平成29年3月31日まで切手を貼らずに投函できます。また、一般の郵便でも受け付けます。



平成27年度松浦市情報公開条例などの実施状況

問 総務課行政係
 ☎内線3211

〔情報公開条例の実施状況〕
 松浦市情報公開条例第21条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 9件(開示8件、部分開示0件、不開示0件、公文書不存在1件、継続審理中0件)

〔個人情報保護条例の実施状況〕
 松浦市個人情報保護条例第47条の規定に基づき、実施状況を次の通り公表します。

○開示請求 3件(開示3件、部分開示0件、不開示0件、公文書不存在0件、継続審理中0件)

○訂正請求 0件、利用停止請求 0件

〔特定個人情報保護条例の実施状況〕
 松浦市特定個人情報保護条例第48条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 0件
 ○訂正請求 0件、利用停止請求 0件

夏休み中の「学校プール管理員」を募集します

問 居住地校区の募集校

市教育委員会では、夏休み期間中の「学校プール管理員」を募集します。

〔募集人員〕 各校1人

※原則として満18歳以上で、

管理員として活動可能な人(水中に潜れることを条件とする)

〔募集校〕

御厨小・星鹿小・志佐小・上志佐小・調川小・今福小・福島養源小・鷹島小の8校

〔期間〕

7月21日(木)～8月31日(水)(土・日・祝日を除く)

※各学校の開放計画による。

〔業務内容〕

プール施設の管理業務

〔申込期限〕

6月24日(金)



長崎県高等学校総合体育大会「なぎなた競技」開催

問 生涯学習課スポーツ振興係
 ☎内線311

〔日時〕 6月5日(日)

《開会式》午前9時30分

〔場所〕 松浦市文化会館

※松浦高校のみの参加で、個人試合競技・演技競技が行われます。

演技競技上位2組、個人

試合競技上位2人、団体競技7人がインターハイ(山口

県下関市、8月5日～7日)に出場します。

◇「なぎなたのまち松浦」市民皆さまの応援をよろしくお願いします。

松浦高校なぎなた部は、3

年生6人、1年生5人で全国

大会上位入賞を目指して頑張っています。

松浦市は「なぎなたのまち」を目指します!



志佐川でのアユ釣りが解禁となります！

問 水産課 ☎内線 213

志佐川でのアユ釣りが6月1日に解禁となります。(～10月31日まで)

アユ釣りなどを楽しんでいただく場合は、志佐川の大切な資源を次の世代へ引き継いでいくため、下記の通り「志佐川内水面振興協議会の採捕規程」へのご理解、ご協力をお願いします。

◆志佐川内水面振興協議会の採捕規程◆

志佐川内水面振興協議会(以下「協議会」)は、長崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」)の指示に基づき、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物(アユ、ハヤ、コイ、フナ、ウナギおよびモクズガニをいう。以下同じ。)の保護培養を図ることを目的としています。

1. 志佐川で水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁法以外では採捕してはいけません。

- (1) 手釣
- (2) 竿釣
- (3) 徒歩徒手採捕
- (4) たも網 (たも網の直径40センチ以下)
- (5) かにかご (1人が同時に使用できるかごの数は3個以内です)
- (6) うなぎ塚およびうなぎもどらず (委員会の承認を得て協議会が特に認めたもの)

※1人が同時に使用できるうなぎもどらずの数は10個以内です。また、灯(火)光を利用する漁具漁法は禁止です。

2. 採捕禁止区域および期間があります。

区 域	志佐川庄野橋上流端から第1井堰に至る区域
期 間	9月1日から12月31日まで

3. 次の水産動物には採捕できる期間があります。

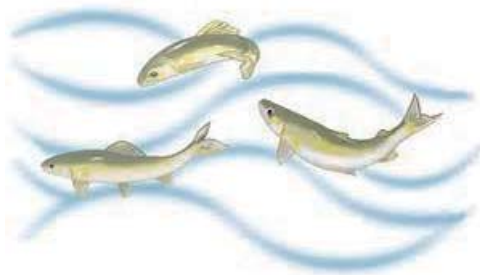
ア ユ	6月1日から10月31日まで
ハ ヤ	6月1日から4月30日まで
コ イ	
フ ナ	
ウナギ	
モクズガニ	9月1日から12月31日まで

4. 次に掲げる大きさの水産動物は採捕してはいけません。

ハ ヤ	全 長	5センチ以下
コ イ	全 長	15センチ以下
フ ナ	全 長	5センチ以下
ウナギ	全 長	21センチ以下
モクズガニ	甲幅長	5センチ以下

○志佐川で水産動物を採捕しようとする人は次のことを守ってください。

- ・水産動物の保護培養に協力してください。
- ・川底をかき回さないでください。
- ・相互に適切な距離を保ち、ほかの人の迷惑となる行為をしないでください。
- ・漁場監視員の指示に従ってください。
- ・河川を汚染するような行為をしないでください。
- ・協力金を納付し、長崎県内水面漁場管理委員会の承認証を携帯してください。



【承認証発行場所(協力金納付場所)】

- ①水産課 (松浦市志佐町里免365番地)
☎内線213
- ②山口米穀店 (松浦市志佐町笛吹免848番地1)
☎0956-72-0302
- ③古賀家具店 (松浦市志佐町浦免1797番地)
☎0956-72-0531

【協力金の額】(高校生以下は無料、肢体の不自由な人は掲げる額の2分の1に相当する額)

水産動物	1日間	1年間(採捕期間)
ア ユ	1,000円	3,000円
ハ ヤ	500円	1,500円
コ イ		
フ ナ		
ウナギ		
モクズガニ	1かご1,000円	